

介護現場で気をつけたいプライバシー保護

個人情報に関する制度②



桒井 彩喜恵 先生

社会福祉士及び介護福祉士法



昭和六十二年法律第三十号 社会福祉士及び介護福祉士法

(誠実義務)

第四十四条の二 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

日本介護福祉士会倫理綱領 1995年11月17日宣言



日本介護福祉士会倫理綱領について

前文

- 私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。
- そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

日本介護福祉士会倫理綱領 1995年11月17日宣言



①利用者本位、自立支援

介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

②専門的サービスの提供

③プライバシーの保護

介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

日本介護福祉士会倫理綱領 1995年11月17日宣言



④総合的サービスの提供と積極的な連携、協力

⑤利用者ニーズの代弁

介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

⑥地域福祉の推進

⑦後継者の育成

日本介護福祉士会倫理基準（行動規範）



倫理基準について

日本介護福祉士会では、より具体的な倫理上の行動指針を示すため、会員が取るべき行動に係る倫理基準（行動規範）をお示ししています

利用者本位、自立支援

- 介護福祉士は、利用者をいかなる理由においても差別せず、人としての尊厳を大切にし、利用者本位であることを意識しながら、心豊かな暮らしと老後が送れるよう介護福祉サービスを提供します。
- 介護福祉士は、利用者が自己決定できるように、利用者の状態に合わせた適切な方法で情報提供を行います。
- 介護福祉士は、自らの価値観に偏ることなく、利用者の自己決定を尊重します。
- 介護福祉士は、利用者の心身の状況を的確に把握し、根拠に基づいた介護福祉サービスを提供して、利用者の自立を支援します。

日本介護福祉士会倫理基準（行動規範）



専門的サービスの提供

プライバシーの保護

- 介護福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけます。
- 介護福祉士は、利用者の個人情報を収集または使用する場合、その都度利用者の同意を得ます。
- 介護福祉士は、利用者のプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について業務中か否かを問わず、秘密を保持します。また、その義務は生涯にわたって継続します。
- 介護福祉士は、記録の保管と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に管理・対応します。

日本介護福祉士会倫理基準（行動規範）



総合的サービスの提供と積極的な連携、協力

介護福祉士は、他職種との円滑な連携を図るために、情報を共有します。

地域福祉の推進

後継者の育成



- 社会福祉士及び介護福祉士法では
 - 「誠実義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密保持義務」などの義務が規定されている
- 介護福祉の専門職として、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めるよう、日本介護福祉士会倫理綱領が定められている
- より具体的な倫理上の行動指針を示すため、日本介護福祉士会では会員が取るべき行動に係る倫理基準（行動規範）を設けている

介護現場で気をつけたいプライバシー保護

個人情報に関するリスク管理①



桒井 彩喜恵 先生

メールやFAXによる情報提供



メールやFAXによる情報提供

FAX

FAX番号を間違えて送信してしまい、送信後に気づいた

メール

送信してはいけないメールアドレスにも送信してしまった

メール

「BCC」で設定しなければならないのに「TO」や「CC」で設定してしまい、メールアドレスを流出させてしまった

ホームページ記事、施設のパンフレット

ホームページ記事 施設のパンフレットに掲載される個人情報

ホームページ記事・ 施設のパンフレット

利用者や家族の同意がないまま、施設のホームページ記事やパンフレットに顔写真を掲載した

ホームページ記事・ 施設のパンフレット

名前が分かる書類が写り込んでいることに気づかず、施設のホームページやパンフレットに写真を掲載した

施設内の掲示物



施設内の掲示物

施設内の掲示物

施設内の掲示物について、写真を掲示することへの
同意が得られていない利用者の写真を掲示した

電車やバスなどの公共交通機関や外食時



電車やバスなどの公共交通機関や外食時

公共交通機関

電車やバスで移動中、利用者やその家族の話をしていますか？

外食時

外食時、利用者やその家族の話をしていますか？

職員個人のSNS



職員個人のSNS

職員個人のSNS

利用者と一緒に撮った写真がとても素敵だったため、SNSにあげて公開した

まとめ



- 情報の取り扱いは**本人に説明の上、同意が得られた場合において活用すること**を徹底する
- 情報を安易に取り扱うことは信頼を損なうことにつながる

介護現場で気をつけたいプライバシー保護

個人情報に関するリスク管理②



桒井 彩喜恵 先生

ICTによる情報活用の利点



ICTによる情報活用の利点について

- 情報整理・チェックの簡易化
- 情報抽出の高速化
- 複数の関係者間でのデータ共有の簡易化
- メディアによるデータ表現方法の多様化
- 遠隔情報処理の実現



ICTによる情報活用の欠点



ICTによる情報活用の欠点について

- 電源喪失などによる情報へのアクセス不能
- コンピューターの記憶媒体故障による情報消滅
- コンピューターウイルスやマルウェアなどによるデータ破壊や情報流出
- 情報メディアの紛失・盗難
- パスワード設定などの情報セキュリティ管理ミス





- ICTによる情報活用には利点と欠点がある
- 情報を適切に活用できるように**管理や利用方法をルール化し徹底することが必要**である
- 物品の故障など予測されるリスクについては、**定期的にバックアップを行うなど予防的措置を講じることが重要**である